

2023向け
那覇本校公務員講座
生クラス

行政法
板書①

P6 2 (1) 法律の法規創造力の原則

国民の権利・義ムに関する法規範である
法規を行政が作れるとしたらどうなるか

↓
行政側が自分達に都合のいいように作っ
てしまうおそれがある

行政に携わっているのは公員であり国民が
直接選んでいるわけでは無いので国民のコン
トロールが及ばない

↓
その結果国民の権利自由が害されるおそれがある

これでは「法律による行政の原理」の趣旨が
損われる

↓
そこで「法律による行政の原理」の趣旨を定
現するために国民の権利・義ムに関する法規範
である法規は国民のコントロールが及ぶ国会
が制定する法律によって定められるべきであ
るとする原則である「法律の法規創造力の原
則」が導かれる

テープコード

--	--	--

P7 ④ 法律の留保の原則

行政活動をコントロールするため法律の
優位の原則

||

法律に書いてあることに反してはならない



では法律に書いていないけれどもどのような行
政活動でもできるとしてもいいのか？



それを認めると行政活動に対するコントロール
が不十分となり国民の権利自由が害されるお
それが生じ、「法律による行政の原理」の趣
旨が損なわれるおそれがある

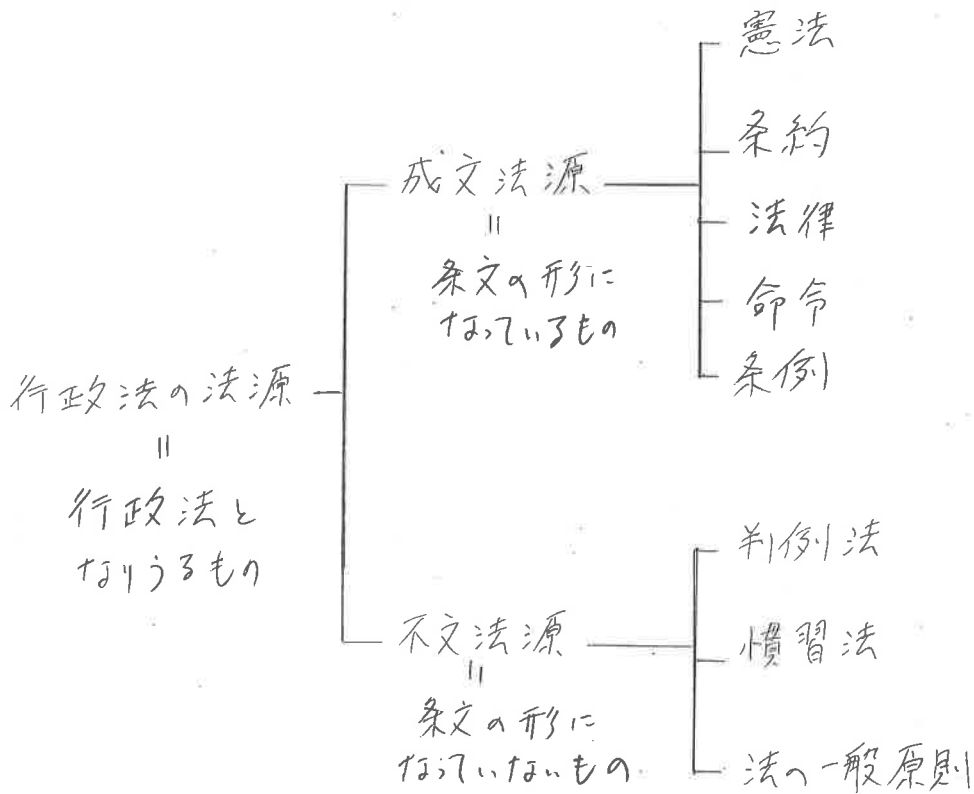


そこで、「法律による行政の原理の趣旨を定
現するため一定の行政活動を行うには法
律の根拠が必要であるという「法律の留
保の原則」が導かれる

テープコード

--	--	--

P9 01-03 行政法の法源



※ 法源ではないもの

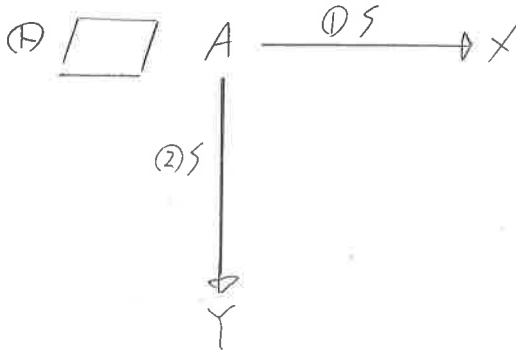
- ・ 明治憲法
- ・ 独立命令 = 行政機関が法律の授权・委任に於て制定した法規
- ・ 外国法

テープコード

--	--	--

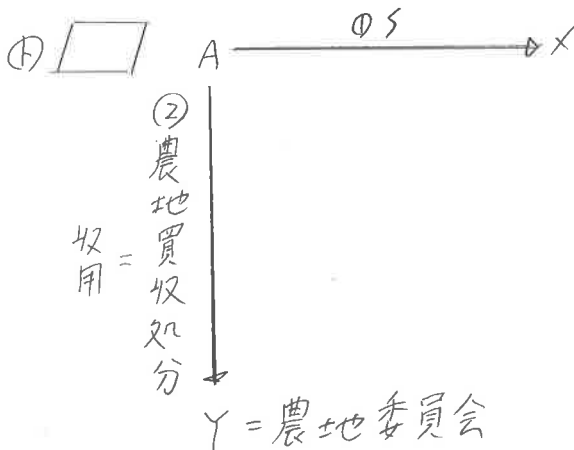
p13 ① ※農地買収処分と民法177条

— 民法における二重譲渡 —



→ X Y間には登記で決まる
 " 登記を先に備えた方が勝つ
 (民法177条)

— 農地買収処分の場合 —



テーブルコード

--	--	--

→ Y (農地委員会) の言い分

②の農地買収処分は売買

よって民法上の二重譲渡と同様であり、

民法199条によれば②の農地買収

処分も有効、適法であり、登記を

先に備えれば自分が勝つ

(判例) ①この場合、民法199条の適用は正しいから、Xは登記がなくても所有権をYに対抗できる

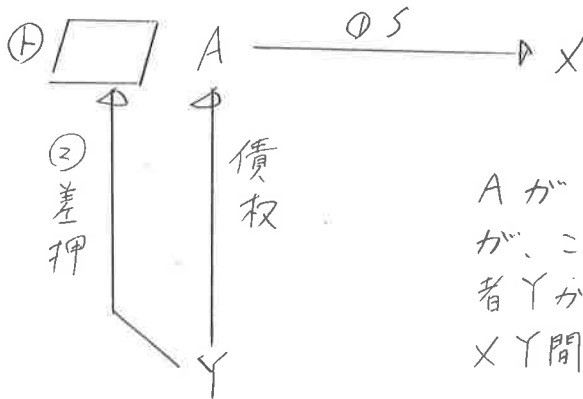
②Yの農地買収処分は違法

テーブルコード

--	--	--

P14 ※ 租税滞納処分と民法177条

— 民法における差押 —



Aが土地を①Xへ売却したが、この土地につき②Aの債権者Yが差押
XY間で土地の取り合ひとなる

→ XY間は登記で決まる

||

登記を先に備えた方が勝つ

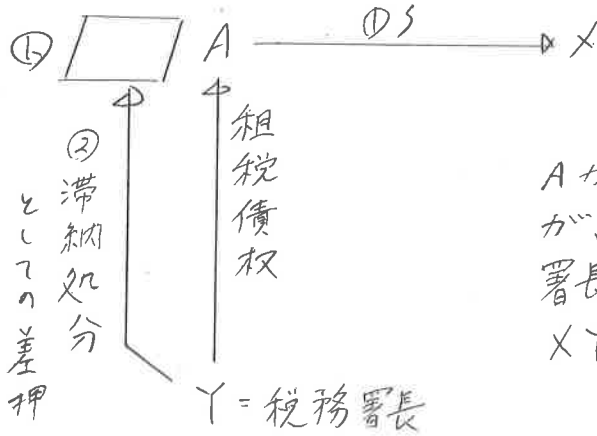
↓

よって先に買ったXがYに対して
「この土地は私のものだからあなたの差押は無効だ」と言う
ためには登記が必要

テーブルコード

--	--	--

— 租税滞納処分の場合 —



Aが土地を①Xへ売却したが、この土地につき②税務署長Yが滞納処分として差押
 X Y間で土地の取り合いとなる

(判例) 民法117条の適用がある

||

Xは登記を先に備えたい限り
 当該土地が自分のものであり差
 押は無効であるということをYに
 主張できる

テーブルコード

--	--	--

P16 ※ 国に対する損害賠償請求と消滅時効

(前提知識)

— 労働契約と安全配慮義務 —

会社 — 労働契約 — 労働者



契約の内容として労働者が安全に就業できるような職場環境・労働環境に配慮する義務を会社は負う

||

安全配慮義務という



たとえ契約条項で明示的に定められていなくても信義則を根拠に認められる



この義務は債権の一種であり、会社はこれに違反すると会社は債権不履行責任として損害賠償義務を負う

テーブルコード

--	--	--

※ 国に対する損害賠償請求と消滅時効
(最判昭50.2.25)

事案 = 事故から8年後に公員(自衛官)の遺族が
国に対し国の安全配慮義務違反を理由に
損害賠償を請求

問題点① 国は公員に対して安全配慮義務を負うか

→ 国と公員の間にも労働契約
が締結された



とすれば
契約という点からすれば
国は会社



よって国は公員に対して安全配慮義務
を負いそれに違反すると債的不履行責
任として損害賠償義務を負う



国の安全配慮義務違反により損害を
被った公員は国に対して損害賠償
債権を有する

テープコード

--	--	--

問題点③ 国に対する損害賠償債権の消滅時効は
会計法30条により5年とすべきか
(旧)民法167条1項により10年とすべきか

→ (旧)民法167条1項により10年とすべきか

テーブルコード

--	--	--

P17 ⑤ 信託関係法理の適用

— 民法上の貸借契約と信託関係の法理 —

貸貸人 — 貸借契約 — 貸借人

↓

不動産貸借契約の場合は継続的
契約であり貸貸人と貸借人間の信託関
係が重要となる

↓

契約解除の際にも信託関係が破
壊されたか否かが重要なポイントとなり
信託関係が破壊された場合に解除
が認められることとなる

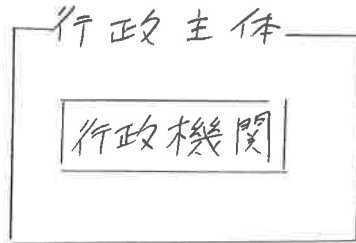
信託関係法理
(信託関係破壊の法理について)

cf. 民法Ⅱ テキスト P

テーブルコード

--	--	--

- p20 ① 行政主体
- ② 行政機関

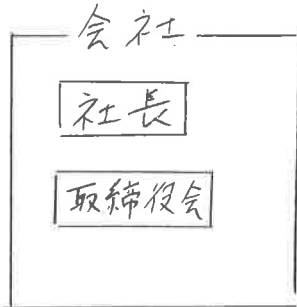


イメージとしては

行政主体 = 会社

行政機関 = 社長

重役会議 (取締役会)



テープコード

--	--	--

p24 ③ (3) 庁

ex 内閣府 ——— 金融庁
 財務省 ——— 国税庁
 経済産業省 — 特許庁
 農林水産省 — 林野庁

p24 (4) 委員会

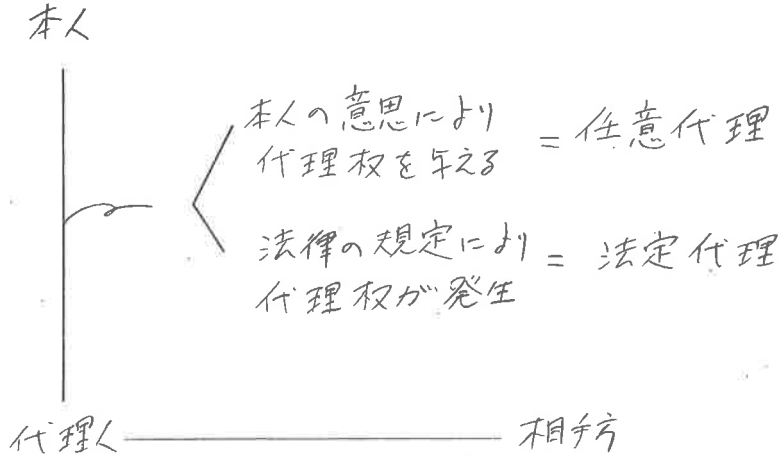
ex 内閣府 ——— 公正取引委員会
 国家公安委員会
 法務省 ——— 公安審査委員会
 厚生労働省 ——— 中央労働委員会
 環境省 ——— 原子力規制委員会

テーブルコード

--	--	--

P26 11 (2) 権限の代理

cf. 民法上の代理



(民法) (行政法)

任意代理 ≡ 授权代理

法定代理 ≡ 法定代理

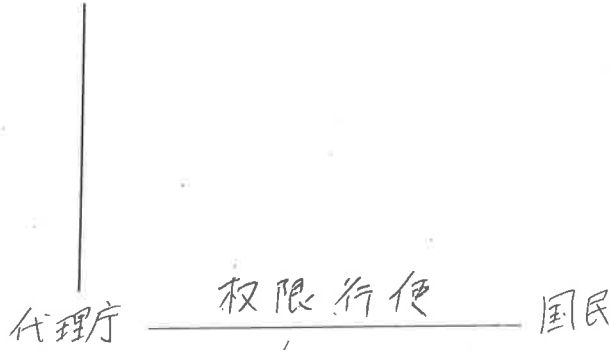
テープコード

--	--	--

p26

- ② 授权代理
- ③ 法定代理

被代理庁



⚡
 代理関係と被代理庁を明示
 ≡ 民法上の代理における 顕名

テーブルコード

--	--	--

P27 ③ 法定代理

→ 現行法上の法定代理は内閣総理大臣に事故があったり、欠けたりしたときあらかじめ指定されていた者が臨時に代理するといったり、都道府県知事に事故があったり欠けたりしたときには副知事が代理するということにより被代理庁(総理大臣や知事)が権限を行使できない状況を想定している



そこから「代理庁の権限は被代理庁の権限全般に及ぶ」・「一般に被代理庁は代理庁の権限行使を指揮・監督できない」といった法定代理の特殊性が生じる

テープコード

--	--	--

P28 (3) 権限の委任

ex 「食品に関する営業の許可」

食品衛生法上は都道府県知事が
行う

権限の委任

保健所長が許可権限を行使

テーブルコード

--	--	--

p29 (4) 専決

→ 権限を有する行政庁が補助機関に
事ム処理についての決裁権限を与えるこ
と

ex 市の職員が市長名義で住民票の
写しを交付

∴ 市長の権限とされるものを全て
実際に市長がやるのは不可能
だから

テーブルコード

--	--	--

p50 ④ (a) ※猿仏事件

国公法 = 国家公員の「政治的行為」を禁止

具体的にどのような行為が禁止される「政治的行為」に当たるかについては自らは定めず
人事院規則に広汎に委任



人事院規則 (= 委任命令)

→ 法の委任は自紙委任であり違憲ではないかが問題となった

テーブルコード

--	--	--

P41 (b) ※ サーバル事件

銃砲刀剣類所持等取締法 = 美術品として価値のある刀剣類は登録をすれば所持禁止から除外

具体的にどのような刀剣類がそれに当たるかについては自ら定めず規則に委任

↓
銃砲刀剣類登録規則 (= 委任命令)

||
日本刀に限定

→ 狭くしてしまっているのでは無い
その点で法の委任の趣旨、範囲を逸脱し規則は無効では無い
いかか問題となった

テーブルコード

--	--	--

P41 ※ 監獄法事件

監獄法 = 在監者の接見(面会)を制限

↓
 どういう場合に制限されるか、
 どういう者が制限されるか
 については自ら定まず、規則に委任

↓
監獄法施行規則 (= 委任命令)

||
 14歳未満の幼年者と在監者との
 接見を原則禁止

→ 制限を厳しく定めずおぼろげにしている点で、その点で法の委任の趣旨、範囲を逸脱し規則は無効ではないかが問題となった。

テープコード

--	--	--

P41 ※農地法施行令旧16条

農地法 = 農地として使用するために買収した
土地を農地以外に使用するた
めに売り払う制度を定めている(80年)

具体的にどうい土地が
その対象となるかにつ
いては自ら定まず、施行令
(政令)に委任

↓
農地法施行令 (= 委任命令)

||
売払いの認定対象となる土地を
公用等の目的に供する緊急の必要
があり、かつ、当該目的に供され
ることが確定する場合に限定

→ 認定対象となる土地を狭くしすぎ
ているのではないか、その点で法の
委任の趣旨・範囲を逸脱し施行
令は無効ではないか問題とな
った

テープコード

--	--	--

(判旨) 農地法80条は社会的・経済的にみて
すでに農地としての現状を将来において
維持すべき意義を失い、近く農地以外の
ものとするのが相当であるとせば、買収
した土地を売却の対象とすることを義務
付けた趣旨の規定である



よって施行令は認定対象を狭くしすぎた
点で法の委任の趣旨・範囲を超え
無効

テーブルコード

--	--	--

p42 ※ 児童扶養手当施行令

児童扶養手当法 = 児童扶養手当の支給について規定

支給についての具体的な定めを自ら定めず 施行令(政令)に委任

↓
児童扶養手当法 施行令 (= 委任命令)

||
父親から認知された児童を
支給対象から除くと規定

→ 厳しく規定しすぎているのでは
ないか、その点で法の委任の趣
旨・範囲に反し無効ではないか
が問題となった

テープコード

--	--	--

